令和７年度 第４回「墨田区子ども・子育て会議」議事要旨

日時：令和８年２月１７日（火）午後６時３０分～午後８時３０分
会場：すみだ保健子育て総合センター　多目的ホール

次第

１　開会

２　議題

（１）「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７～１１年度)」の進捗管理について
（２）「墨田区こども条例」の浸透度・実効性の確認
（３）こども誰でも通園制度について

３　その他

（１）令和８年度こどもまんなか推進事業について

４　事務連絡

（１）次回開催予定
令和８年３月１２日（木）　午後６時３０分から
墨田区役所１３階　１３１会議室

５　閉会

配布資料

資料１：墨田区子ども・子育て会議委員名簿
資料２：「墨田区子ども・子育て支援総合計画」施策の体系
資料３：「墨田区子ども・子育て支援総合計画」計画事業一覧
資料４：墨田区こども条例の浸透度・実効性の確認について
資料５：第三期市町村子ども・子育て支援事業計画代用計画
資料６：4 月開始分認可・確認予定施設一覧
資料７：利用者向けチラシ
資料８：令和８年度こどもまんなか推進事業
参考　：墨田区こども条例パンフレット

出席者（敬称略）

○委員

西村　孝幸（墨田区私立保育園協会）
西島　由美（墨田区医師会）
古屋　真（学識経験者（駒沢女子短期大学教授））
八重田　裕一朗（墨田区児童館）　※オンライン出席
東　百代（墨田区私立幼稚園連合会）
千原　祐子（墨田区子育てひろば）
出沼　俊夫（墨田区民生委員・児童委員協議会）
二藤部　智子（墨田区立小学校ＰＴＡ協議会）
黒木　為則（墨田区立中学校ＰＴＡ連合会）
田村　美帆（墨田区青少年委員協議会）
佐藤　まり子（認証保育所連絡会）
賀川　祐二（すみだ子育て支援ねっと「はぐ」）
中村　彩子（小規模保育事業所連絡会）
稲吉　美穂（区民公募委員）　※オンライン出席
加藤　紗世（区民公募委員）
武田　舞（区民公募委員）　※オンライン出席
飛髙　加奈子（区民公募委員）
眞能　貴代（区民公募委員）
山口　寛子（区民公募委員）
増渕　裕美（墨田区立小学校長会）
遠藤　博則（墨田区立中学校長会）
竹嶋　啓子（墨田区立保育園長会）

傍聴者　　１名

○事務局出席者

髙橋　義之（子ども・子育て支援部長）、岩瀬　均（教育委員会事務局次長）、大島　悠樹（子育て支援課長）、遠田　和寛（子育て政策課長）、細谷　勇治（子ども施設課長）、桂本　圭子（指導検査課長）、野澤　典子（子育て支援総合センター館長）、梅原　和恵（副参事（子ども・家庭支援連携担当））、戸村　健太郎（地域教育支援課長）

議事概要

1　開会

2　議題

（1）「墨田区子ども・子育て支援総合計画（令和７～１１年度）」の進捗管理について（資料２～３）

事務局	資料２は、「子ども・子育て支援総合計画」における６つの基本方針と、それに対応する取組の方向性を整理した施策体系である。評価指標を基本方針ごとに分類し、進捗状況を把握しやすくした構成となっている。 資料３は、各基本方針に紐づく計画事業を一覧化したものであり、第２回会議の議論を踏まえて、原則として事業ごとに評価指標を設定した。指標は行政評価など既存の指標を参考に設定し、令和１１年度の目標値と現状値を併記することで、事業単位および基本方針単位での進捗管理を容易にしたものである。今後は、本資料に計画値と前年度実績を加えて示し、本会議で進捗管理を行う予定である。
委員	今議題の主な目的は、進捗管理の方法を来年度以降どのように運用していくかを確認することである。進捗管理方法について、意見をいただきたい。
委員	進捗管理の数値を公表するのは、年に１回との理解で良いか。
事務局	目標値は年１回の評価であり、今回は事業の管理方法について年度末の時期に示したものである。一方、各年度での進捗を管理する上では、できるだけ早い段階で指標を示すことが望ましいと考えており、来年度以降はより早い時期に説明を行いたいと考えている。
委員	今回提示している質問を毎年繰り返すことにより、事業の達成度を継続的に把握する仕組みとの理解で良いか。
事務局	お見込みのとおりである。
委員	計画事業の中には、国のマクロ視点で進める事業と区独自の事業があり、その整理ができると良いのではないか。
事務局	計画事業には国の事業や区の独自事業が含まれているので、本計画で一元管理していきたい。ただ、国、都、区で考え方が異なる部分もあるため、その点を踏まえて整理をしていく。
委員	地域特性を踏まえた区独自の事業もあるので、管理方法は重要な視点である。
委員	例えば達成度が 95%の事業について、その母数は把握できるのか。
事務局	各事業の所管課の考え方や事業の性質により、事業に即した形で割合や母数の形で指標を示している。
委員	実態を把握しやすい指標になるように工夫いただきたい。

事務局	毎年、全庁的に調査を実施していくため、いただいた意見も踏まえて調整を行い、より分かりやすい成果指標の形にしていきたいと考えている。
委員	母数がわからないと、調査が実施されているのか把握できない。母数の併記が望ましい。
事務局	わかりやすい形での表記も重要であるので、全庁に共有していく。
委員	現状値と目標値について、資料３では各事業で細かな定量的な指標である一方、資料２では「～と感じる割合」というように大きな表現になっている。資料２と資料３で整合は取れているのか。
事務局	資料３は事業ごとに成果指標を示しており、目標に対してどれだけ達成できたかという定数的な評価を中心としている。 資料２は複数の事業が一つの方針の下に付属する構成であり、定性的な評価を中心とするものである。
委員	資料２と資料３では全く別の数値を扱っている認識で相違ないか。出典を記載すべきである。
委員	資料２の評価指標にはアンケート調査やニーズ調査など、受け手の感じ方が反映された数値が含まれている。すなわち資料２は「アウトカム（受け止められ方）」を重視し、資料３は事業の達成度に基づいた「アウトプット（成果の件数）」に重点を置いていると理解している。来年度以降、それがわかりやすい形で記載するのが適切である。
委員	資料２のアンケートは、対象者を絞って実施しているのか。
事務局	本件は、無作為抽出で２年に１回実施している「住民意識調査」の結果を用いて測定しているものである。

（２）「墨田区こども条例」の浸透度・実効性の確認（資料４）

事務局	資料４に基づき、墨田区こども条例の概要と本日の議論の目的について説明する。 条例は施行から約１年が経過するところであり、第５～７条に「保護者」、「区民等」、「育ち学ぶ施設関係者」の役割、第８条に区の責務が規定されている。さらに、第１５条ではこどもの権利の普及、第１７条では財政上の措置が規定されている。 条例の理念を実現するには、各主体が役割を適切に果たすことが不可欠であり、今回の議論は現状把握と課題整理、実効性向上の取組検討が目的である。 議論のテーマは二点であり、①条例の周知・普及の現状と課題、②条例の実効性向上に向けた方策である。 また、条例議決時において、区議会から付帯決議として、第７条「育ち学ぶ施設の関係者の役割」及び第１７条「財政上の措置」を努力義務ではなく義務化すべきとの意見が示されており、区は「育ち学ぶ施設」は私立や企業の施設も含む

	ため過度の義務付けは適切ではないこと、また、こども基本法の趣旨や他条例とのバランスから「財政上の措置」を努力義務規定とした考えを説明している。 以上が条例の概要と本日の議論のテーマであり、専門的立場から忌憚のない意見を求めたい。

テーマ①「条例の周知・普及の現状と課題」

委員	まず、テーマ①「条例の周知・普及の現状と課題」について、条例の存在や内容が区民や地域にどの程度浸透していると感じているか、また、今後どのような取組を行えば条例の内容がより広く伝わるのか、意見をいただきたい。
委員	条例について、自分自身あまり詳しく知らなかったこともあり、浸透度はまだ低いのではないかと感じている。
委員	自分も条例の存在は知っているものの、周囲への浸透度は不明である。 子どもたちが自分ごととして条例を理解し、身近に感じているかというと、まだそこまで至っていないのではないかと感じている。 子どもにはまず自身の権利について説明し、保護者には学校の保護者会等で伝えていくのが良いのではないか。
委員	子どもは条例の存在をほとんど認識しておらず、学校からのたよりで説明があっても、自分宛として認識していない可能性が高い。授業の中で扱うなどして、子ども自身が「自分は守られるべき存在である」と理解できる形で伝える必要がある。
委員	まず大人が条例を理解し、子どもを大切にする姿勢を示すことが重要である。大人自身の理解と意識の向上を図り、子どもに伝えていくべきである。
委員	条例パンフレットについて、子どもは保護者向けのものと認識し、内容を自分ごととして理解できていないと考えられる。そのため、子どもが一目で理解できる簡潔な資料を用意し、家庭への配布だけでなく学校内への掲示など、目に触れる機会を増やすことが有効である。
委員	保護者や地域にも条例が浸透しているとは言い難く、繰り返し周知していくことが重要である。
委員	条例の存在は教職員にも伝達している。先日、区のモデル校として子どもの意見聴取の授業を行った際、実施学年に条例は浸透したと感じる。総合的な学習の時間等での、対象学年を定めた発達段階に応じた分かりやすい伝え方が有効である。
委員	職員会議等で条例の周知はしている。区での周知方法について説明があると良い。
事務局	昨年5月の「こどもわくわくフェスティバル」でパンフレットを配布し周知を図ったほか、区ホームページへの掲載や関係者への情報提供を行ってきた。しかし、周知方法には依然として課題があると認識している。

委員	幼稚園では子どもが条例を理解することは難しい。保護者や園職員が条例を認知しているかは不透明である。保護者や職員にパンフレットを配布するか、目に触れやすい場所への掲示などによって周知を図る必要がある。
委員	自身は条例を認知しているが、職員や保護者が知っているかは不透明である。園内等への掲示は良いと考える。
委員	条例について職員に報告している。イベント等での目に入る場所で「こどもまんなか」を周知できると良い。
委員	こども条例は公立保育園の園長には周知されたが、保護者への周知は十分でない。ホームページでの周知だけでは浸透しにくいため、保育園向けのポスターや絵本があれば、有効な周知手段になると考えられる。
委員	「こどもまんなかすみだ」の缶バッジは子どもに浸透している。児童館の研修会などの場で条例の内容を職員に確実に伝え、理解を促すことが重要である。その上で、各施設の職員が子どもに「こどもまんなか」の視点を伝えていくことで、条例の浸透につながると考える。
委員	条例パンフレットに「公園でのボール遊び」等の具体例があると良い。
委員	子ども自身に、条例が「自分の身を守るためのもの」であることを理解してもらうことが重要である。動画などのストーリー性のある形式が周知に効果的である。年齢別に短い動画を制作するのはどうか。
委員	国の調査によると、「こども基本法」を認知している子どもは小学生で２割、中学生で４割、高校生で６割程度であった。学年の発達段階や、自分事としての認識度合いが関係していると考えられる。条例の内容が子ども自身の生活に結び付かなければ、条例の認知度は向上していかないのではないか。
委員	条例パンフレットについて、読み仮名がなく子どもが読めないと考える。別途子ども向けの紙を挟むなど、工夫が必要である。
委員	条例の存在を知っている段階と、その内容まで理解している段階との間に差があるとの意見や、また、乳幼児、保護者、小学生、中学生と対象年齢が異なることで、それぞれに異なる伝え方が必要であるとの意見があった。区は、意見を今後の施策展開に活かしていただきたい。 なお、自身は保育園の入園のしおりに条例全文を掲載し、保護者に説明する取組を始めており、このように関係者自らが伝え手となることが重要であると考える。

テーマ②「条例の実効性を高めるために」

委員	まずは条例の周知が必要であり、特に「保護者」や「区民等」には理念の浸透が重要である。「育ち学ぶ施設」については具体的な施設が存在し、理念の浸透に加えて施設運営の実態が条例の役割に関わってくる。条例上の役割の受け止め方や課題、付帯決議の「努力義務」や「義務」についての捉え方について意見をいただきたい。

委員	区内中学校では、こども条例について生徒に共有され、その趣旨を踏まえて生徒自身が修学旅行先を決定した事例がある。
委員	育ち学ぶ施設の関係者の基本的役割は、子どもが安全・安心に過ごし、個性を尊重されながら学べる環境を保障することである。こうした「こどもまんなか」の理念は条例制定以前から教育現場で重視されてきた点であり、職員会議や研修でも確認されてきた。しかし、子どもや保護者への条例の周知は十分とは言えず、特に幼い子どもには発達段階に応じた伝え方の工夫が必要である。今後は学校全体の教育活動を通じて、子どもが自ら「大切にされている」と実感できるよう、より丁寧な取組を進めていく必要がある。
委員	学校のお祭りにおいて、これまでは大人中心であった運営やブース検討に、子どもたちに参画してもらうことを検討している。
委員	小学生は学年によって受け止め方が大きく異なるため、伝え方にも工夫が必要であり、学校と協力して取り組むことが望ましいと考える。
委員	児童館は、遊びを通した支援により子どもの社会性を育むことができる場である。意見表明が子ども自身の将来や条例につながっていることを理解できるような取組があると良い。
委員	子育て広場には赤ちゃん連れの母親が多く、見守りや丁寧な育児相談が求められる中で、どのように条例を周知していけるかを考えている。職員自身が内容を十分に理解し、日々の関わりの中で自然に伝えていくことで、徐々に浸透させていきたいと考えている。
委員	社会常識が変遷する中、保護者の育った環境によってその子どもに伝わる情報にばらつきが生じる。区として情報を伝えていくことは重要である。
委員	幼い子どもに条例の内容を理解させることは難しいが、日々の生活や遊びを通して「安心・安全」を実感させることは重要である。家庭や園での関わり方がその体験に大きく影響するので、自身の園では子どもが自分の存在を認められ大切にされていると感じられる取組を行っている。職員には、区が子どもの安心・安全の理念を掲げていることをあらためて周知したい。
委員	保育園には年齢の低い子どもが多く、安全で安心して過ごせる環境づくりが重要である。近年、児童施設ではスタッフが常駐し、子どもと遊んだり見守ったりする体制が整ってきており、子どもや保護者の安心感が高まっている。また、子どもたちはいつもと違う大人と関わることを喜んでおり、良い影響が見られている。
委員	子どもと関わる中で、「子どもの大切な権利」を大人が大切にしていることや、嫌なことをされたら意思を示す「意見表明」が大切であることを、子どもに伝えていきたい。
委員	公立保育園２園では、公開保育を実施して保育の質向上に取り組んできた。今年度は年長児を対象とした性教育の公開保育を実施し、自分の身体を大切にすることや嫌なときに意思を示すことなど、わかりやすい内容を扱った。その後に

	は職員向けのグループワークも行われ、講師からの助言を共有した。また、公立保育園では地域支援として個別利用が可能な保育室の提供や給食体験を行い、他園でも安心ステーション事業を通じて園庭開放、産後ケア、水遊びなど多様な地域向け活動を展開している。
委員	サブ・リーダー講習会のプログラムは、子どもが自身の大切な権利を理解できる内容であり、また、青少年委員の活動は「こどもまんなか」の理念を地域で共有して支えているものと考えている。
委員	条例の推進のため、区の責務は、総合計画を踏まえ、令和１１年度までに設定された目標値をどのように達成するかを明確にし、計画を着実に実行していくことである。現状では目標達成に向けた進捗が一年かけて見えてくる状況であり、半年ごとの進捗確認や、早い段階で計画の見通しを示す仕組みが必要と考えられる。最終的な政策判断は区民の理解と合意形成が不可欠であり、今後の具体的な施策内容について丁寧な説明と議論が求められるという認識である。
委員	小学校や学童からのたよりでは、教職員が研修を受け、子どものための取組を続けている姿が共有されており、保護者として嬉しく思う。子どもが安心して過ごすためには、大人が笑顔でいられる環境を整えることが必要であり、大人の権利も大切にする必要があると考える。区において、施設間での好事例の共有や学び合いを促すコーディネートの役割が重要である。
委員	子どもが条例をどこまで理解できているかは不明であるため、イラストや動画を用いてわかりやすく伝える工夫が必要であると考える。また、教育現場で教員向けの研修の機会を設け、条例の内容を理解してもらう場を設けることが有効であると考えられる。
委員	支援からこぼれた子どもへの対応が課題である。共働き家庭が増え、保育園では早朝保育があるが、小学校では入学後の子どもの居場所確保が課題となっている。現在の社会では共働きが必須であり、多くの家庭は柔軟な働き方を選択できない。 条例に書かれていることは当たり前の内容であり、重要なのは自他の命を守り、他者の痛みを想像できることである。
委員	条例を義務的規定とするか努力義務にとどめるかは慎重に検討すべきである。 「墨田区こども条例」や、児童の権利に関する条約を受けて制定された「こども基本法」は理念法規として位置づけられ、こどもを社会の中心に据えて大切に育てていくという理念を定めている。学校現場には既に教育基本法等による義務が存在するため、条例で追加的な義務を課すことは負担となる。育ち学ぶ施設の関係者である委員の意見を聞く中で、既に子どもの主体性や安心安全への配慮を実践している現状を踏まえると、条例の拘束力を強める必要性は高くないと考える。

	また、財政措置を条例で義務付けることは、住民からの税財源の使途を固定化する恐れがあり、慎重にするべきだと考える。現在、既存事業の効果検証を進めようとしている段階であり、既存事業の費用対効果の確認や周辺自治体の好事例の分析、支援が届きにくい層に対する施策の検討等を通じ、有効な施策を適切に予算化することが適当である。 過度に「しなければならない」と規定する条例は、関係者の活動を制限するおそれがあるため、慎重な検討が必要である。
事務局	まずは条例の理念を現場に浸透させ、関係者に理解していただくことが重要である。また、委員から「検証」という言葉もあったように、今後も定期的に条例の運用状況を振り返り、改善を重ねていきたいと考えている。
委員	子どもの権利条約の批准に関して、日本は決して早い国ではなかった背景がある。 本日、委員の皆様からは、子どもの意見表明の重要性について多くの意見をいただいた。 こども条例は理念条例であり、区の姿勢を示す決意表明であると位置づけられる。その決意表明に、どこまで具体的内容を盛り込むかべきかは難しい問題である。昨年の区議会でも議論があり、育ち学ぶ施設の範囲を区が財政負担していない私立学校や保育園、幼稚園、さらに塾やスポーツ施設まで広げるのか、また、「こどもまんなか」を掲げるのであれば財政措置を義務化すべきではないかとの意見もあった。 しかし、理念条例としての性格と、具体的施策を定める実施条例としての性格には違いがあり、その整理が必要である。付帯決議が付されている以上、本会議での意見を付したうえで議会に報告されることになると思われるので、区はいただいた意見を丁寧に扱い、適切に取りまとめてほしい。

（3）こども誰でも通園制度について（資料５～７）

事務局	こども誰でも通園制度は、生後６か月から３歳未満までの保育所等を利用していない児童が対象である。４月時点で１１施設を認可予定であり、区内の南部及び北部地域の双方に配置する。施設形態は、在園児とは別に定員を設ける「一般型」と、空き定員を活用する「余裕活用型」である。 利用方法は「定期利用枠」と「柔軟利用枠」に分かれ、定期利用は毎週決まった曜日・時間での利用、柔軟利用は空き状況に応じた随時利用となる。利用可能時間は月１０時間、利用料は無料である。 ２月９日から認定申請の電子受付を開始し、４０名超の申請がある。認定後、利用申請を行い、応募多数の場合は施設ごとに抽選を実施する。面談を経て利用開始となる。 前回会議の意見を踏まえ、申請は全てオンラインとしたほか、今年度については３か月で区切るのではなく年度末まで連続利用できる運用に変更した。また、

	年度途中からの利用希望者が不利とならないよう、５月以降に追加施設の開設を予定している。令和８年度は初年度であり、課題を踏まえて翌年度以降の運用を検討する予定である。 事業開始に伴い、資料５のとおり代用計画を策定したので、承認いただきたい。
委員	利用申請時に、各施設の募集定員および現在の申込み人数が分かるように提示してほしい。募集数を超える場合は抽選となるため、利用者が他施設を選択する判断材料として、申込み状況の可視化が望ましい。
事務局	検討していきたい。
委員	区内で園児を二次募集する保育園があるとの話を聞いた。４月ではなく５月以降に開始する施設は、二次募集を考慮してなのか、あるいは４月入園児の対応に時間を要するためなのか。 また、実施状況は随時確認できるのか、周知は区報やSNSで行うのか。
事務局	一般型で５月以降に開始する施設については、スタッフの準備が整わないため５月以降になると聞いている。 区でも事業者の認定を行うことになるので、認定完了後、速やかに広報していきたい。広報は区報やSNSを想定しており、SNSは随時発信していく。
委員	資料８のチラシや区ホームページにおいて、制度創設の背景ばかりが強調され、肝心の「0歳６か月から３歳未満の子どもを無料で預けられる制度である」という核心が分かりやすく示されていない。わかりやすく表記していくべきである。
事務局	検討していく。
委員	こども誰でも通園制度の代用計画を承認する。制度始動後、改めて状況や課題を報告いただきたい。

３　その他

（１）令和８年度こどもまんなか推進事業について（資料８）

事務局	本区は２０年ぶりに新たな基本構想を策定し、「人がつながり 夢をカタチに墨田区」というキャッチフレーズのもと、「こどもの可能性が広がるまち」を未来像の一つとして掲げている。令和８年度においても、こどもの権利保障、切れ目のない支援、教育環境の充実など「こどもまんなかすみだ」の推進に重点を置き、関連事業に予算を重点配分している。資料８は令和８年度予算案記者発表から当該事業を抜粋したものであり、担当課長から内容を説明させていただく。
事務局	「１１子どもを安心して産み育てられる環境の充実」の中の、「（４）ファミリー・アテンダント事業の実施」である。 生後５～１１か月の子どもがいる家庭を訪問し、育児に関する悩みや不安を聞き取り、必要なサービスにつなぐ事業を新設する。
事務局	「１２おむつのサブスク利用料助成」である。

	区内の保育施設でおむつの定額利用サービスを使う際、園児１人につき 1,000 円を助成する事業である。保育士の事務負担の軽減を図り、保育の質の向上に取り組んでいく。
事務局	「『１４こどもまんなかすみだ』の推進」の「（１）公立学童クラブの受け皿の拡充」である。 延長・土曜育成実施クラブを９か所拡充するとともに、定員 59 名の増を図る。さらに、待機児童の発生が予測される地域に学童クラブを１か所新設する。
事務局	続いて、「（２）子どもの体験活動支援事業の実施」である。 区内小学生に対し 5,000 円分の電子クーポンを配布し、文化・スポーツ等の多様な体験を促す事業である。今年度に好評を博したため、来年度は対象人数を 3,500 人に拡大する予定である。加えて、総合的芸術祭との連携など、他の団体とのつながりを意識し、より多様な体験を子どもたちへ届けていく。
事務局	続いて、「（３）こどもわくわくフェスティバルの実施」である。 来年度も実施を予定しており、現在は５月下旬での開催に向けて調整中である。日程が確定次第、関係者へ通知する予定である。
事務局	「１５こどもも教員もレベルアップ！」である。 第一に、英語教育の強化である。ネイティブ等の外国語指導員の派遣数を増加させ、児童生徒のスピーキング力・リスニング力の向上を図る。また、中学２年生が英語体験施設で行っている日本語禁止の体験型学習を参考に、小学校にネイティブ講師を招き、英語を使う体験学習を新規に実施するものである。 第二に、若手教員の授業力向上である。授業力向上のためクラウド型の授業分析支援サービスを導入する。授業をタブレットで録画し、発話量や児童への働きかけなどを可視化し、分析結果を基に指導力を向上させる仕組みである。このクラウド型分析の導入は 23 区で初の取組である。
委員	ファミリー・アテンダント事業の見守り支援員について、想定している人材は。
事務局	委託事業者が確保する方針であり、保育士や幼稚園教諭などの有資格者が想定されている。また、委託事業者による研修を徹底し、見守り支援に適した人材を配置する計画である。
委員	おむつのサブスク利用料助成について、対象が２歳児クラスまでの理由は。 ３歳でもおむつが必要な子どもが存在する一方、サブスクを導入している園では、３歳以上はサービスの対象外となる園が多いと聞いている。
事務局	保育園では２歳児クラスでおむつ使用頻度が一定程度下がると把握しているためである。来年度、助成事業を実施しながら課題を整理していきたい。
委員	ファミリー・アテンダント事業について、予算が１億 580 万円と他事業と比較して高額だが、理由は。

事務局	本事業は、５～１１か月児を養育する延べ数千世帯を対象に家庭訪問を行うものであり、電子チケット（１回3,000円、上限７回）に加えて、訪問を担う人件費が大きな割合を占めるため、予算規模が大きくなっている。
事務局	本事業は、乳児期に孤立しがちな家庭にアウトリーチし、必要な支援につなぐことで児童虐待防止に資する有効な施策と位置づけており、他区の先行事例でもその効果が示されているため、区は手厚い体制で実施する方針である。
委員	ファミリー・アテンダント事業について、訪問するスタッフの資格や専門性が不明確だと不安であるので、適切な資格を有する者が望ましい。
事務局	現在プロポーザル方式で事業者を募集しており、見守り支援員として必要な資質を持ち、不安や困りごとを適切に聞き取れる人材を確保できる事業者を選定する方針である。資格保有者の起用も含め、信頼性のある人材配置を重視していく。
委員	クラウド型授業づくり支援サービスの導入について、他区の一部学校での導入事例はあるか。また、若手教員として想定している年層や、教員の評価への反映は。
事務局	本サービスは、区内で初の事業である。本区においては、研究協力校で成果を確認した上で区全体へ展開するものである。 研究協力校での実施状況について、委員から報告いただきたい。
委員	本サービスについて、研究協力校として事業を実施した。 授業の録画と音声データを分析し、教員の発話量や児童の対話機会を客観的に振り返ることで、教員が自覚しにくい癖や改善点を把握できるようになり、指導力の向上と授業構成の改善が促進され、教師の自信向上や児童の学びの活性化につながった。 特に１年目～３年目の若手教員には、この振り返りと併せてアドバイザーから助言を受けられる体制が整っている。採用年次ごとの研修と併用してこの分析を活用し、学習活動の活発化につなげている。
委員	ファミリー・アテンダント事業について、対象者の決定方法は。また、対象になったことでマイナスの印象を持たれないか。
事務局	本事業は５～１１か月児を養育する全家庭が対象であり、見守り支援員の訪問時、チェックシートを用いて見守りの必要性を確認していく。
事務局	健全な家庭も含め全家庭が対象であり、問題がなければ支援サービスの情報提供のみで終了し、気がかりな点があれば必要な支援へつなぐ方針である。必要に応じて子育て支援総合センターや児童相談所等と連携し、虐待予防を目的とした早期支援を行っていく。

4　事務連絡

業務連絡／次回開催について

事務局	次回は、３月１２日（木）午後６時３０分から、墨田区役所１３階１３１会議室で開催する。

5　閉会

以上